

## 徳島県医療従事者支援事業（危険手当支給に係る補助等事業）について

徳島県では、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を確保し、県内の医療崩壊を防止するため、新型コロナウイルス感染症患者又は疑い患者（以下、「感染症患者等」という。）の診療，看護に直接従事した医療従事者に対して支払われた特殊勤務手当（危険手当）相当分を医療機関等へ支援する「徳島県医療従事者支援事業」を創設しました。

### 1. 対象機関

帰国者・接触者外来、入院患者受入医療機関、宿泊療養施設等で、「2. 対象者」に対し、特殊勤務手当（危険手当）相当分を支給した医療機関等

（ただし、その他の医療機関において「感染の可能性が高い」と判断し、行政検査のための検体採取を行った場合や、医療機関が通常診療により入院させていた患者が陽性となった場合に特殊勤務手当（危険手当）相当分を支給した場合も含まれます。）

### 2. 対象者

令和2年2月1日以降に感染症患者等の診療，看護に直接従事した医師、看護師等の医療従事者（常勤、非常勤職員を問わない。）

### 3. 内容

医療機関等が特殊勤務手当（危険手当）を支給した実績に基づいて、一人当たり日額3千円を上限として補助

（ただし、感染症患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務等の場合は、日額4千円を上限として補助。）

### 4. 補助率

10分の10（ただし、千円未満切り捨て。）

### 5. 手続等

県内医療機関等へ別途通知します。

### 6. 問い合わせ先

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

保健福祉部医療政策課

看護担当

電話：088-621-2226

FAX：088-621-2898

メールアドレス：iryo@mail.pref.tokushima.jp